

認定の有効期間

認定の有効期間は事由により異なります。有効期間が切れると、保育所等の利用ができなくなります。引き続き保育所等の利用を希望する場合は、継続の手続きが必要です。

保育を必要とする事由	有効期間
① 就労	小学校就学前まで
② 産前産後	出産（予定）日から起算して8週前の日が属する月の初日から、産後は出産（予定）日から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の月末までの期間
③ 疾病・負傷・障がい	小学校就学前まで（又は医師の判断により治療等に必要と認められる期間）
④ 介護・看護	小学校就学前までの必要と認められる期間
⑤ 災害復旧	小学校就学前までの必要と認められる期間
⑥ 求職活動	有効期間の開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
⑦ 就学	保護者の卒業・修了予定日が属する月の末日まで
⑧ 児童虐待・DVのおそれ	小学校就学前まで
⑨ 育児休業の継続利用	育児休業の終了日が属する月の末日まで ※ただし、就学前までに育児休業の終了日が来る場合に限る

【注意事項】

- ・保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。
- ・3号認定は満3歳を迎える前日（誕生日の前々日）が3号としての有効期間となります。ただし、保育を必要とする事由が継続していれば教育委員会が職権により2号認定に変更します（保育料は変わりません）。

